

不動産鑑定業者（国土交通大臣登録）の更新の登録

手 続 名	不動産鑑定業者（２以上の都道府県に事務所を設けている場合に限る）の更新の登録
手続根拠	不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第２２条、第２３条、第２４条、第２５条、第３２条及び第５３条
手続対象者	国土交通大臣登録の不動産鑑定業者で有効期間（５年）の満了後引き続き不動産鑑定業を営もうとする者
提出時期	有効期間（５年）満了の日前３０日まで
提出方法	申請書を下記の提出先の窓口に提出してください。
手 数 料	登録申請手数料（法第３２条第２項、法施行令第４条第２項） ３１，４００ 円の収入印紙を登録申請書第一面の所定欄に貼付してください。
添付書類・部数	①不動産鑑定業経歴書（別記様式第八 添付書類（イ）） ②事務所ごとの不動産鑑定士の氏名を記載した書面（別記様式第八 添付書類（ロ）） ③法第２５条各号に該当しないことを誓約する書面〔法人：添付①、②〕〔個人：添付⑪〕 ④法第３５条第１項に規定する要件を備えていることを証する書面（専任の不動産鑑定士の辞令など） ⑤登録申請者が個人の場合及び専任の不動産鑑定士は、住民票の抄本もしくはこれに代わる書面 ※原本 ただし、不動産鑑定士としての登録の住所と同じ場合は、添付を省略できます。 ※住民票と住所地が異なる場合は、これに代わる書面。 ⑥登録申請者が法人の場合は、定款または寄附行為 ⑦登録申請者が法人の場合は、登記事項証明書 ※原本 現在事項全部証明書とします。 ⑧登録申請者が法人の場合は、その役員の略歴書〔法人：添付⑫、⑬、⑭〕〔個人：添付⑫、⑬、⑭〕 ⑨事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書〔法人：添付⑫、⑬、⑭〕〔個人：添付⑫、⑬、⑭〕 ⑩事務所案内図 ⑪事務所を確認する書面 法人で登記されていない場合及び個人で住所地以外の場合は、賃貸借契約書の写しなど。 ○部数は、申請書・添付書類とも正１通、副２通及び事務所のある都道府県の数の写しを提出してください。
申請書様式	登録申請書（第一面、第二面） 【法第２２条第３項の規定】 なお、申請書の宛先名は、主たる事務所のある都道府県を管轄する下記の地方整備局等〔＊１〕の長となります。
記載要領・記載例	次のとおり。なお、詳細については下記の相談窓口へお問い合わせください。
提 出 先	主たる事務所のある都道府県を管轄する地方整備局等へ直接提出してください。
受付時間	上記の提出先の窓口にお問い合わせください。
相談窓口	地方整備局等の不動産鑑定事務担当課、または国土交通省土地・建設産業局土地経済課鑑定評価指導室
審査基準	不動産の鑑定評価に関する法律等の法令の定めるところによります。
標準処理期間	３週間
不服申立方法	行政不服審査法の規定によります。

申請書の宛先となる地方整備局等

住所地の都道府県名（書類の経由都道府県）	地方整備局等〔＊１〕
北海道	北海道開発局
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	東北地方整備局
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県	関東地方整備局
新潟県、富山県及び石川県	北陸地方整備局
岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県	中部地方整備局
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	近畿地方整備局
鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県	中国地方整備局
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	四国地方整備局
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	九州地方整備局
沖縄県	沖縄総合事務局

<不動産鑑定業者の登録の欠格要件>

◇不動産の鑑定評価に関する法律◇（昭和38年7月16日法律第152号）

（登録の拒否）

第25条 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 1 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは鑑定評価等業務に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 3 第16条第5号又は第6号に該当する者
- 4 第30条第6号又は第41条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から3年を経過しない者
- 5 第41条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第29条第1項第1号に該当し、第30条第1号又は第2号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人で、その役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者のあるもの